

(仮称) 第3こども園整備基本計画

令和5年6月

羽曳野市

目 次

背景・目的	2
1. 整備計画地の調査	3
(1) 整備計画地の確認	3
(2) 敷地の現況	4
2. 認定こども園について	5
(1) 認定こども園について	5
(2) 関係法令等の整理	6
(3) 公共施設等適正管理推進事業債の活用	9
(4) こどもたちの園での一日の過ごし方	10
(5) ヒアリングの実施	11
3. 大阪府の建替え事業計画との関連性	16
(1) 大阪府の建替え事業計画	16
(2) 工程スケジュール	17
4. 整備方針の策定	19
(1) 基本コンセプト	19
(2) 整備方針	20
5. 施設計画	21
(1) 施設規模・定員	21
(2) 構造形式の検討	22
(3) 必要諸室の検討	23
(4) 施設配置の検討	29
(5) 整備計画案	33
(6) 事業費の検討	36

背景・目的

当市においては、就学前児童数は減少しているものの、保育ニーズ、低年齢児の利用ニーズが高い傾向であるのに対し、保育園、幼稚園ともに施設の老朽化、幼稚園においては園児数の大幅な減少により幼児教育における適正な集団規模の確保が困難な状況の園が増加しています。

「就学前教育・保育のあり方に関する基本方針」に基づき、下開保育園、古市幼稚園、古市南幼稚園、駒ヶ谷幼稚園を統合し、現下開保育園付近で（仮称）第3こども園を整備することにより、保護者の就労の有無にかかわらず、こどもの発達や学びの連続性を確保し、就学前の教育・保育を提供できる認定こども園の整備を進めていきます。

1. 整備計画地の調査

(1) 整備計画地の確認

計画地は、近鉄南大阪線古市駅より徒歩 20 分程度に位置し、旧府営羽曳野古市住宅内になります。旧府営羽曳野古市住宅は令和 4 年度に建替えが完了しており、建替えにより供出された敷地に（仮称）第 3 こども園の建設、こども園が開園された後、現存の下開保育園を解体し、その跡地に公園整備を行います。

○付近見取図



○計画地の概要

所在地	羽曳野市古市 1394 付近	
開発区域面積	約 4,620 m ² （こども園整備用地：約 2,770 m ² 、公園整備用地：約 1,850 m ² ）	
用途地域	第一種中高層住居専用地域	
容積率・建ぺい率	200%・60%	
防火地域	防火地域指定なし 建築基準法第 22 条区域	
日影規制	4hr(5m) 2.5hr(10m) 測定面：GL+4m 規制時間：冬至 8 時～16 時	
斜線制限	道路斜線：1.25×道路幅員、隣地斜線：20m+1.25×D	
接道状況	西側：幅員 13.0m、北側：幅員 11.5m	
インフラの状況	上水道	敷地南西側から引込み済
	下水道（雨水）	敷地北東の最終枿（既設）から排水 ※雨水貯留槽必要なし
	下水道（汚水）	敷地北西の最終枿（既設）から排水
	ガ ス	西側道路に敷設あり
	電 気	西側道路に敷設あり
その他	浸水想定区域（5m以上）、既設の防火水槽あり	

(2) 敷地の現況

現在、計画地の周辺は旧府営住宅が撤去され、敷地内通路が残っている状況です。既設の下開保育園へは西側に仮の玄関への通路を設け、そちらから出入りしている状況です。



①市立下開保育園の外観



②旧府営住宅当時の敷地内通路

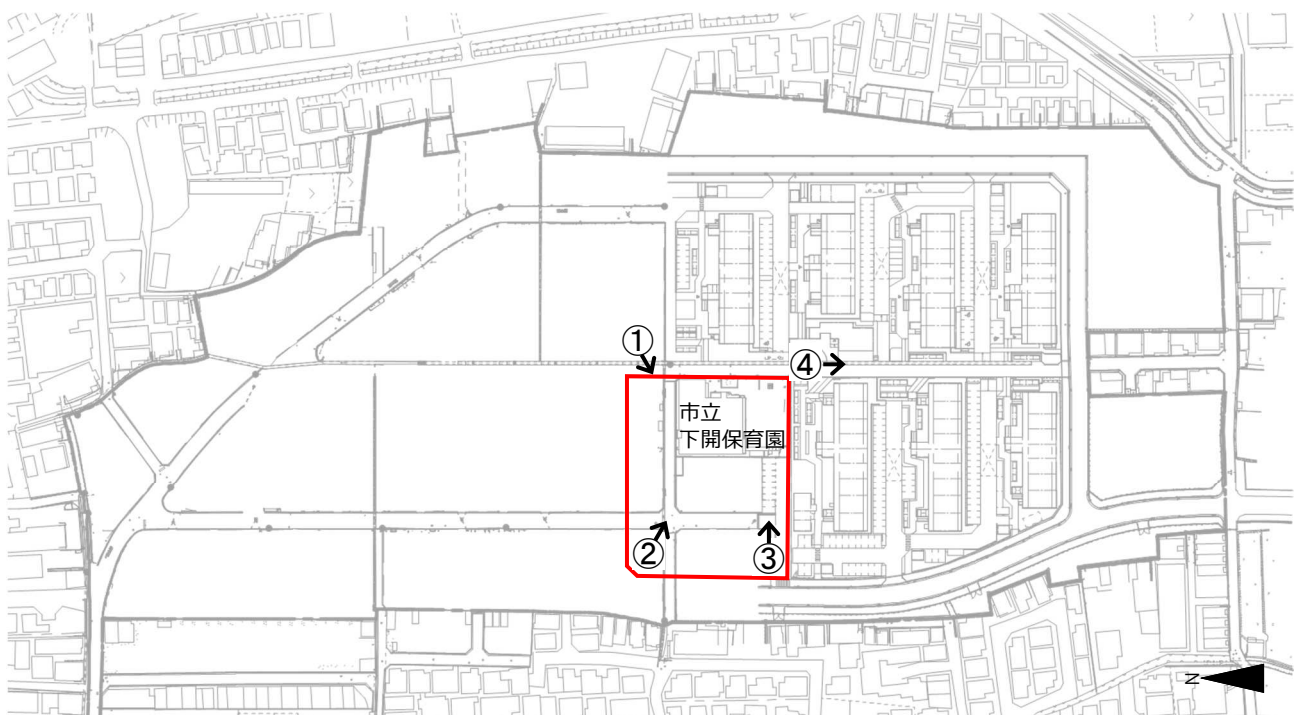


③西側の仮の玄関への通路



④建替え後の府営羽曳野古市住宅

現況図



2. 認定こども園について

(1) 認定こども園について

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。保護者が働いている・いないにかかわらず利用が可能です。

- ・保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能。
- ・集団活動・異年齢交流に大切なこども集団を保ち、すこやかな育ちを支援。
- ・待機児童を解消するため、既存の幼稚園などを活用。
- ・育児不安の大きい専業主婦家庭への支援を含む地域子育て支援が充実。

○認定こども園の種類

認定こども園には下記の4種類があり、今回の計画においては「幼保連携型」の認定こども園を整備します。

<幼保連携型>

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

<幼稚園型>

認可幼稚園が、保育が必要なこどものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。

<保育所型>

認可保育所が、保育が必要なこども以外のこどもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

<地方裁量型>

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。

(2) 関係法令等の整理

○保育園・幼稚園・認定こども園に関わる法令及び基準等

保育園・幼稚園・認定こども園には、それぞれ各種の法令及び基準があります。

	幼稚園	保育所	幼保連携型認定こども園
根拠法令	学校教育法	児童福祉法	認定こども園法 ^{※1}
教育・保育内容	幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
施設整備	幼稚園設置基準	児童福祉施設最低基準 ^{※2}	幼保連携型認定こども園に関する基準 ^{※3}
指針など	幼稚園施設整備指針	—	—

※1 就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

※2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

※3 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準

○教育・保育内容にかかわる基準

幼保連携型認定こども園の教育・保育の基準として、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が2014年に定められています。おおむね幼稚園教育要領と保育所保育指針に準じるもので、教育と保育の一体化等、こども園特有の配慮すべき事項についても記載されています。また、2017年には幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が同時に改正され、すべての施設で幼児教育を行う施設として位置づけられ、1日4時間の教育時間を設けることになりました。

○施設整備にかかわる基準

こども園に対する基準は幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準が2014年に内閣府・文部科学省・厚生労働省令として定められ、幼稚園と保育園の基準が異なる事項は高い水準を引き継ぐ方針として示されています。

○幼稚園、保育園、認定こども園（幼保連携型）の施設整備に関わる法的規制

	幼稚園	保育所	幼保連携型認定こども園
管轄	文部科学省	厚生労働省	内閣府
根拠法令	学校教育法	児童福祉法	認定こども園法
保育内容の指針	幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
施設整備の基準	学校教育法施行規則、幼稚園設置基準	児童福祉施設最低基準	幼保連携型認定こども園の学級の編制、教員、設備及び運営に関する基準
建築基準法の位置づけ	学校	児童福祉施設	学校かつ児童福祉施設
対象	・満3歳児から小学校就学の時期に達するまでの幼児	・保育を必要とする乳児・幼児	・満3歳児以上のこども ・保育を必要とする乳児・幼児
教育／保育時間	・標準4時間 ・預かり保育を行う場合あり	・原則8時間 ・延長保育を行う場合あり	・教育時間：標準4時間 ・保育時間：原則8時間 (教育時間を含む)
最低定員	—	20人以上	20人以上
学級構成	1学級35人以下	—	1学級35人以下
園舎	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建て以下が原則（特別の事情がある場合は3階建て以上可） ・1学級：180㎡以上 ・2学級以上： 320+100×(学級数-2)㎡以上 	<p>【0, 1歳児】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室：1.65㎡/人以上 ・ほふく室：3.3㎡/人以上 <p>【2歳児以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室または遊戯室： 1.98㎡/人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建て以下が原則（特別の事情がある場合は3階建て以上可） ・①と②の合算面積以上 ①1学級：180㎡以上 2学級以上： 320+100×(学級数-2)㎡以上 ②【0, 1歳児】 ・乳児室： 1.65㎡×ほふくしない園児数 ・ほふく室： 3.3㎡×ほふくする園児数 【2歳児】 ・保育室または遊戯室： 1.98㎡×園児数
運動場／屋外遊技場／園庭	<ul style="list-style-type: none"> ・園舎及び運動場は同一の敷地内または隣接を原則 ・2学級以下： 330+30×(学級数-1)㎡ ・3学級以上： 400+80×(学級数-3)㎡ 	<p>【2歳児以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3.3㎡/人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・園舎及び運動場は同一の敷地内または隣接を原則 ・①と②の合算面積以上 ①(1)(2)のいずれか大きい面積 (1)400+80×(学級数-3)㎡ (2)3.3㎡×3歳児以上園児数 ②3.3㎡×2歳児園児数
必要諸室	<p>以下を備えなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員室（保健室と兼用可） 2. 保育室（遊戯室と兼用可） 3. 遊戯室（保育室と兼用可） 4. 保健室（職員室と兼用可） 5. 便所 6. 飲料水用設備、手洗い用設備、足洗用設備 <ul style="list-style-type: none"> ・保育室の数は学級数以上 	<p>【0, 1歳児】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室またはほふく室 ・医務室 <p>【2歳児以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室または遊戯室 ・屋外遊技場（代替場所を含む） <p>【各年齢共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理室（調理機能を有する設備の緩和あり） ・便所 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員室（保健室と兼用可） 2. 乳児室またはほふく室 (0, 1歳児保育の場合) 3. 保育室（遊戯室と兼用可） 4. 遊戯室（保育室と兼用可） 5. 保健室（職員室と兼用可） 6. 調理室 7. 便所 8. 飲料水用設備、手洗い用設備、足洗用設備 <ul style="list-style-type: none"> ・保育室（3歳児以上のみ）の数は学級数以上

	幼稚園	保育所	幼保連携型認定こども園
必要諸室 設置階	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室、遊戯室、便所は1階に設置。 ・耐火建築物で条件を備えるものは2階も可。 	乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室は、以下の要件を満たせば2階以上に設置可 <ul style="list-style-type: none"> ・2階も可：耐火建築物または準耐火建築物 ・3階以上も可：カーテン等について防災処理が施されていること等 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室または便所は1階に設置。ただし、以下の要件を満たせば2階以上に設置可 ・2階も可：耐火建築物または準耐火建築物 ・3階以上も可：カーテン等について防災処理が施されていること等
教諭等の 配置	<ul style="list-style-type: none"> ・各学級に教諭等を少なくとも1人は配置 	【0歳児】 3人につき保育士1人以上 【1, 2歳児】 6人につき保育士1人以上 【3歳児】 20人につき保育士1人以上 【4歳児以上】 30人につき保育士1人以上 ・ただし、1つの保育所で2人を下らないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・各学級に保育教諭等を少なくとも1人配置 【0歳児】 3人につき保育士1人以上 【1, 2歳児】 6人につき保育士1人以上 【3歳児】 20人につき保育士1人以上 【4歳児以上】 30人につき保育士1人以上 ・ただし、常時2人を下らないこと。
教職員	園長、教諭等、学校医など	保育士、嘱託医、調理員（委託する場合は不要）	園長、保育教諭等、調理員（委託する場合は不要）、学校医
教諭等に 必要な資格	幼稚園教諭免許状	保育士資格	保育教諭（幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有） ※経過措置あり

○建築基準法上の取扱い

関連規定	項目	幼稚園	保育所	幼保連携型 認定こども園
		学校	児童福祉施設	学校かつ児童福祉施設 厳しい方の基準
令第14条	採光	居室面積の1/5以上	居室面積の1/5以上	居室面積の1/5以上
令第126条の2	排煙設備	×	○	○
法第27条	耐火建築物等	○	○	○
令第120条	直通階段歩行距離	×	○	○
令第121条	2以上の直通階段	×	○	○
令第126条の4	非常用照明	×	○	○
令第128条の4,5	内装制限	×	○	○
		(火気使用室を除く)		

(3) 公共施設等適正管理推進事業債の活用

今回の事業においては、公共施設等適正管理推進事業債①集約化・複合化事業を活用するため、新設こども園の延床面積は統合する施設（下開保育園、古市幼稚園、古市南幼稚園、駒ヶ谷幼稚園）の合計2,017.88㎡以下とする必要があります。

公共施設等適正管理推進事業債について		※下線部分は令和4年度からの措置	
対象事業	充当率	交付税措置率	
① 集約化・複合化事業（事業期間：令和4年度～令和8年度） 【建築物（公民館等）】 ・延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 【非建築物（グラウンド等）】 ・維持管理経費等が減少すると認められる集約化・複合化事業 ※複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。	90%	50%	
② 長寿命化事業【拡充】（事業期間：令和4年度～令和8年度） 【公共用建物】 ・施設の使用年数を法定耐用年数を超過して延長させる事業 【社会基盤施設】 ・所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業） 道路、河川管理施設（水門、堤防、ダム（本体、放流設備、観測設備、通報設備等））、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設		財政力に応じて30～50% (注)	
③ 転用事業（事業期間：令和4年度～令和8年度） ・他用途への転用事業			
④ 立地適正化事業（事業期間：令和4年度～令和8年度） ・コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業			
⑤ ユニバーサルデザイン化事業（事業期間：令和4年度～令和8年度） ・公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業			
⑥ 脱炭素化事業【新規】（事業期間：令和4年度～令和7年度） ・地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている事業 太陽光発電の導入、建築物におけるZEB※の実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入 ※「ZEBの実現」、「省エネルギー改修」は、それぞれZEB基準、省エネ基準に適合させるための改修が対象。			
⑦ 除却事業（事業期間：令和4年度～令和8年度） ・公共施設等の除却を行う事業			

(注) 義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定

○統合する施設の現状の面積

施設名	建設年度	構造	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
下開保育園	S43年	RC造平屋	916.00	580.00	531.00
古市幼稚園	H1年	S造2階建て	1,485.52	352.45	587.65
古市南幼稚園	S50年	S造平屋	1,089.39	505.14	505.14
駒ヶ谷幼稚園	H6年	S造平屋	1,900.57	452.97	394.09
合計			5,391.48	1,890.56	2,017.88

(4) こどもたちの園での一日の過ごし方

認定こども園は、保育所と幼稚園の生活時間が混在し、特に降園時間にバラつきがあるため、昼食以降の集団編制や室利用に配慮や工夫が必要となります。

○認定区分

施設などを利用するには、市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

	利用できる施設	保育所	年齢
1号認定	幼稚園・認定こども園	教育標準時間認定	3～5歳児
2号認定	保育所・認定こども園	保育認定	3～5歳児
3号認定	保育所・認定こども園・地域型保育	保育認定	0～2歳児

○こども園の一日の流れ（向野こども園の場合）

認定区分によって、こどもたちの園での滞在時間や活動内容が異なります。

時間	乳児クラス (0～2歳児) 3号認定	幼児クラス (3～5歳児) 2号認定	幼児クラス (3～5歳児) 1号認定
開園 7:30	順次登園		一斉登園
9:00			
12:00	クラス活動の時間		
15:00	順次降園	一斉降園	
17:00		預かり保育 預かり保育降園	
閉園 19:00			

(5) ヒアリングの実施

羽曳野市内の保育園（1園）と幼稚園（1園）及び近年新設されたこども園（2園）の合計4園に、新たにこども園を建設するにあたって気を付けて欲しいことや設置して欲しい施設などについて、ヒアリングを行いました。

○主な意見

- ・ 2階建てとなるのであれば、1階が0～3歳児、2階が4、5歳児と遊戯室がよい。
- ・ ホールは2階がよい。
- ・ 廊下から保育室の中が見えた方がよい。
- ・ 廊下が広いのはよい。
- ・ 廊下や保育室にはピクチャーレールが欲しい。
- ・ 便所は、乳児用と幼児用を分けて欲しい。
- ・ 手洗いの水栓は自動でなくてよい。レバー式、ハンドル式などがよい。
- ・ 玄関がみえる位置に事務室を配置して欲しい。
- ・ 職員室は訪問者や園児の見える位置がよい。
- ・ 相談室・懇談室など保護者と落ち着いて話せる部屋が欲しい。
- ・ 保健室は、廊下と職員室から入れる方がよい。
- ・ 医務室の床は衛生面から塩ビシートなど拭き取りができる仕様がよい。
- ・ 小さい園庭と大きい園庭があるのはよい。
- ・ 園庭に、熱中症や日焼け対策のための「日よけシェード」「サンシェード」等を張るためのフック等を設置して欲しい。
- ・ 園庭には、プール、畑、木陰があるとよい。
- ・ 園庭の遊具はシンプルなものでもよい。のぼり棒、鉄棒、土山（枠は無くてもよい）タイヤ埋めなど。
- ・ 園庭から使える便所は、便利なのであるとよい。
- ・ 園児の安全のため、公園と園庭をオープンとするのは難しい。
- ・ はびきの保育園の施設配置が理想的。

○ヒアリングを実施した施設

ヒアリングを実施した施設の概要と現況写真を次にまとめます。

1) 下開保育園

定員：100人（0～5歳児）

施設の種類：保育所

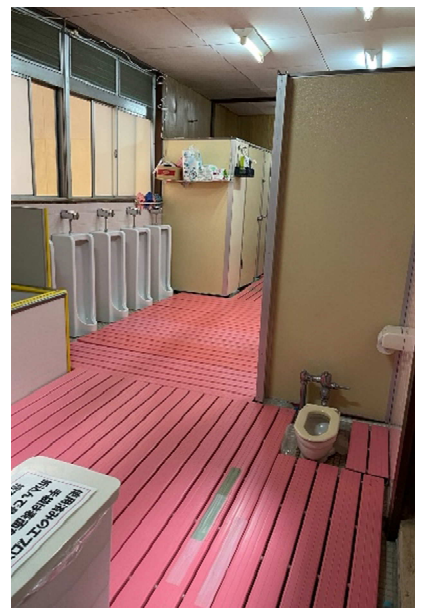
敷地面積：約900㎡

延べ面積：約500㎡

構造：鉄筋コンクリート造平屋建て

建設年度：昭和43年

概要：計画地に隣接する保育園



2) 古市幼稚園

定員：60人（3～5歳児）

施設の種類：幼稚園

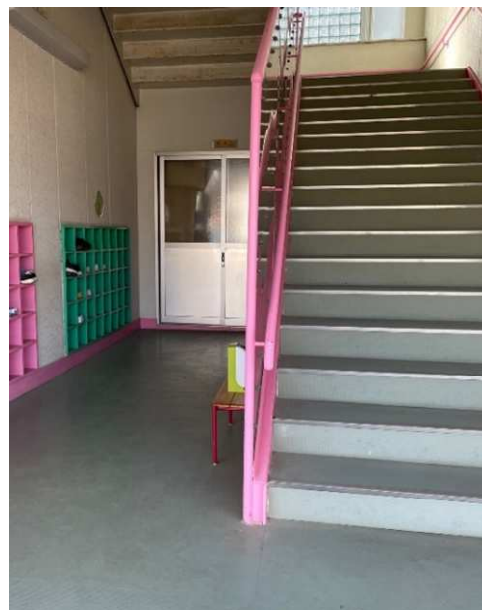
敷地面積：約1,500㎡

延べ面積：約600㎡

構造：鉄骨造2階建て

建設年度：平成元年

概要：統合予定の幼稚園



3) 向野こども園

定員：340人（0～5歳児）

施設の種類：幼保連携型認定こども園

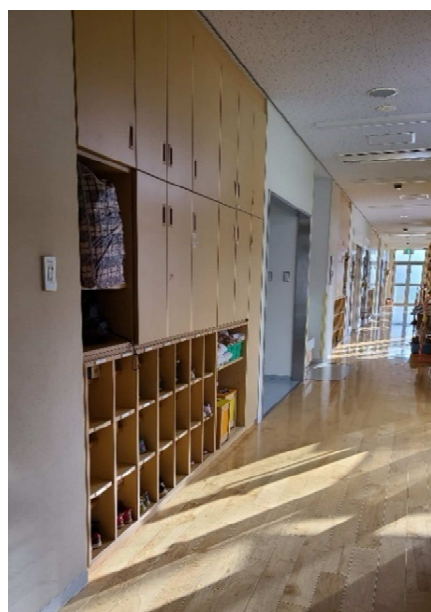
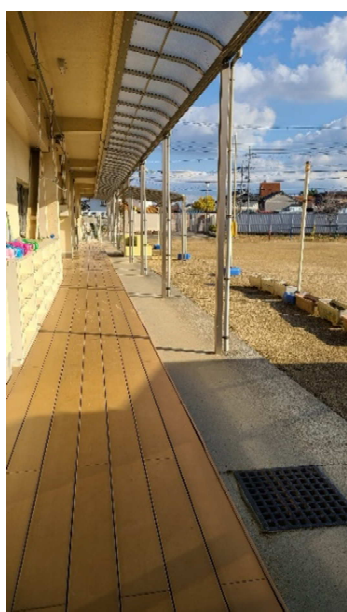
敷地面積：約11,700㎡

延べ面積：約4,000㎡

構造：鉄骨造2階建て

建設年度：令和3年

概要：既設保育園をベースに整備された認定こども園。旧棟を乳児棟、増築した新棟を幼児棟として使用。



4) こども未来館たかわし

定員：160人（3～5歳児）

施設の種類：幼保連携型認定こども園

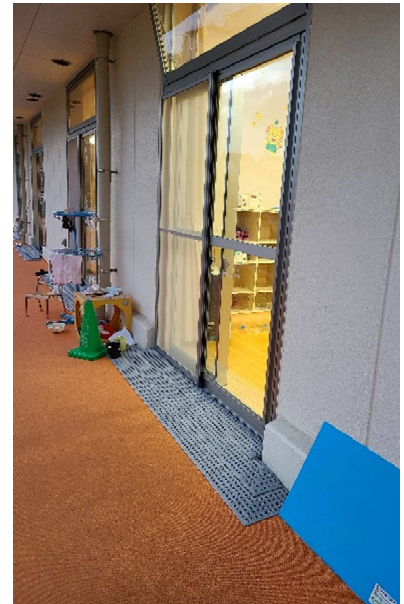
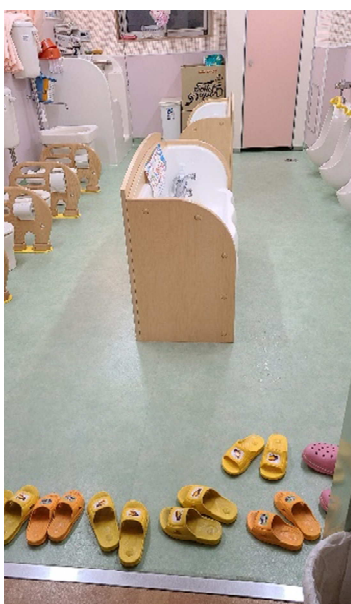
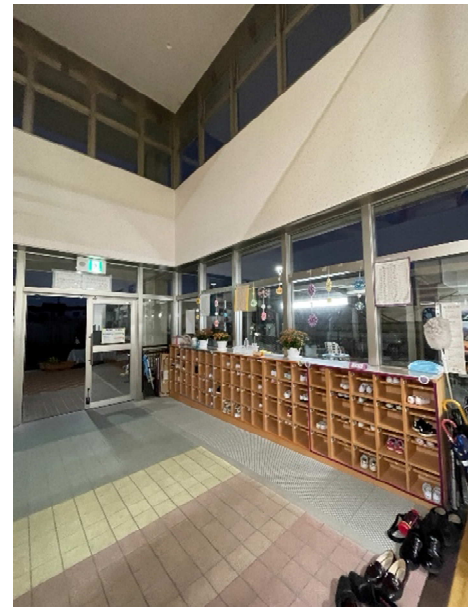
敷地面積：約2,500㎡

延べ面積：約1,300㎡

構造：鉄骨造2階建て

建設年度：平成29年

概要：既設幼稚園をベースに整備された認定こども園。



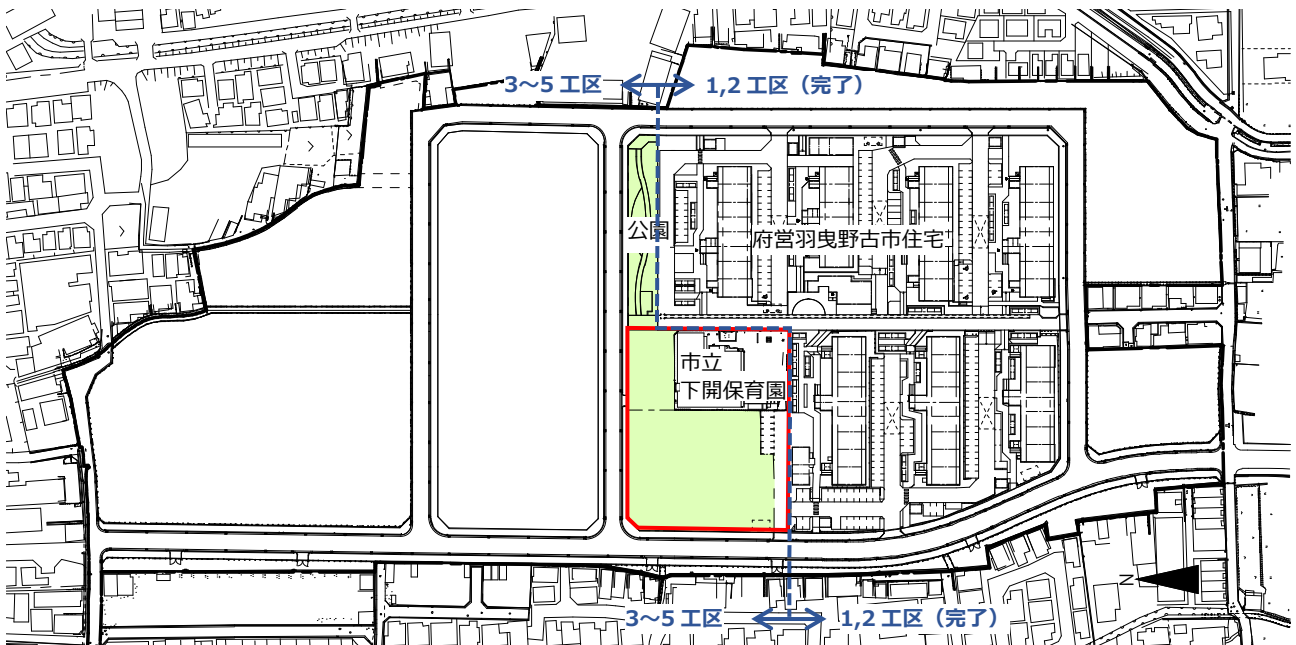
3. 大阪府の建替え事業計画との関連性

(1) 大阪府の建替え事業計画

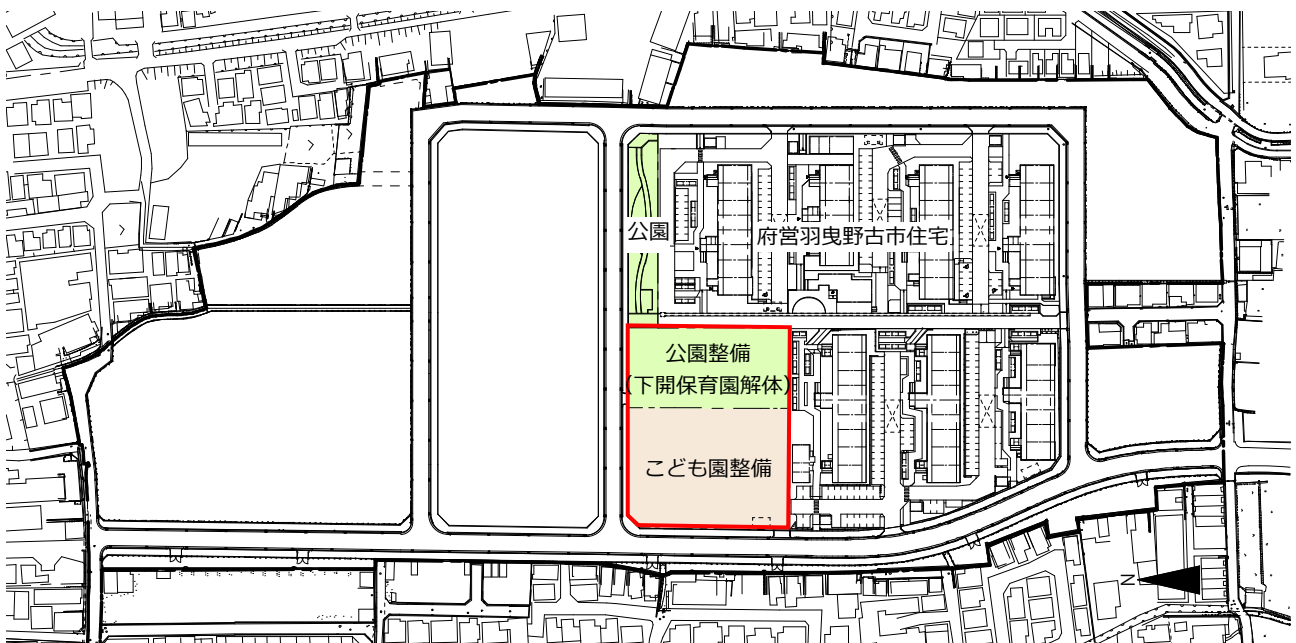
大阪府営羽曳野古市住宅の建替え事業に伴い、周辺道路及び公園等の整備を行います。現在、大阪府の建替え事業は1, 2工区が完了しており、今後は、令和5年度に3, 4工区の道路及び公園整備、令和6年度に5工区の道路整備を行うこととなります。

本事業は大阪府の開発事業により帰属を受けた敷地と下開保育園の敷地で行うこととなります。

大阪府の建替え事業完了時



本事業完了時



(2) 工程スケジュール

本事業の工程表を下記に示します。

本事業は大阪府営住宅建替え事業の道路整備と関連しており、一時期こども園の建設工事と大阪府の道路整備工事が重なる時期があります。

○業務工程表

	R5 年度				R6 年度				R7 年度				R8 年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	
羽曳野市こども園	設計			基本設計		実施設計		開発・計画通知									
	工事					工事業者選定		建設工事					開園準備	こども園開園	下開保育園解体	公園整備	仮使用・完了検査
大阪府営住宅 建替え事業			3,4工区道路・公園整備			5工区道路整備											

大阪府営住宅建替え事業の道路整備の進捗に伴い、周辺の道路状況が変わるため、既設の下開保育園への登降園及び給食運搬の動線が変わります。

○工事中の下開保育園の登降園及び給食運搬の動線について

	羽曳野市こども園工事前 (～R6年9月頃)	羽曳野市こども園工事中 (R6年10月頃～R7年12月頃)
登 降 園 →	従来と同様に、西側の仮設玄関から。	下開保育園の北側に整備した駐車場側から。
給食運搬 →	従来と同様に、北側の玄関から。北側の公園の駐車場整備は、搬入通路を確保しながら行う。	登降園と同様。

4. 整備方針の策定

(1) 基本コンセプト

○こどもの動線整備

- ・ こどもの行動に留意した建具等の工夫。(鍵の設置高さ、手すり高さ、換気窓の設置方法等)
- ・ 生活時間の異なるこどもたちのクラス以外のグループ分けに対応した、保育室以外の空間の工夫(広い廊下、コーナースペース等)。
- ・ こどものスムーズな移動に配慮した、保育室と園庭をつなぐ軒空間の工夫。(靴箱、足洗い場の位置関係等)

○木の素材を生かした保育環境の整備

- ・ 木のぬくもりを感じる空間づくり。
- ・ こどもたちが日常的に木とふれあえるよう園舎の内装や家具、遊具等に木材を多く取り入れる。

○災害に備えた施設整備

- ・ 浸水対策地域に立地していることを考慮した計画の検討。
- ・ 太陽光発電設備などの自然エネルギーの活用。

○こどもの育ちを支える環境の整備

- ・ 保護者と落ち着いて話せる空間の確保。
- ・ ICT環境の整備、十分な収納スペースや会議エリア等の確保。

○地域につながる公園整備

- ・ 保育園が隣接する立地を生かした公園計画。
- ・ 府営住宅の建替えにより生み出された活用用地の将来の土地利用を見据えた公園計画。

(2) 整備方針

本事業は、本市で第3番目となる市立の幼保連携型認定こども園の整備となります。今までの実績を生かし、ヒアリングの内容をふまえて基本コンセプトを基に整備方針をまとめます。

1. 心も体も健康なこどもに成長できる施設

- ・ こどもたちが安心して過ごすことができる生活の場として、広く明るく落ち着いた心地よい空間を整備する。
- ・ こどもたちが自ら積極的に遊びを創り出し展開することができるシンプルな園庭、また広くて明るくゆったり過ごせる保育室等を適切に配置し、屋外での活動を促すよう園舎と園庭をゆるやかにつなげる。
- ・ 隣接地に整備する公園とは、安全に行き来しやすいよう直接出入りできる出入り口を設ける。

2. 安全に利用でき管理しやすい施設

- ・ 浸水対策地域に立地していることに配慮するほか、局地的な豪雨、大規模地震等を想定した整備を行う。
- ・ 防犯面においてセキュリティーを強化し、事務室は訪問者や園児の見える位置に配置する。
- ・ 衛生面やアレルギー対策にも配慮した安心安全な給食を提供できる給食室を完備する。
- ・ 0 から 5 歳児の生活空間として、乳児と幼児等の行動に配慮した施設やスペースを設ける。
- ・ 体調不良のこどものために衛生的かつ静かで落ち着ける医務室を設ける。
- ・ 混雑時や雨天時においても送迎のしやすい園となるよう駐車場や敷地内通路を確保する。
- ・ 周辺の府営住宅から騒音の苦情対策や周囲の視線からのプライバシー対策にも配慮する。
- ・ 職員室から園全体が把握でき、複数の職員でこどもを見守ることができる開放感のある施設とする。
- ・ 照明・空調・施錠など日常管理やメンテナンスに配慮した施設とする。
- ・ 拡張性のある I C T 環境を整備する。
- ・ 会議エリアや収納スペース等を十分に確保し、ゆとりある保育施設を整備する。

3. 自然を生かした施設

- ・ こどもたちが安らげるよう園舎や床材、遊具やロッカー等に木のぬくもりが感じられるよう整備する。
- ・ 太陽光発電設備等自然エネルギーの活用を図る。
- ・ 国産木材の使用を検討する。(森林環境譲与税の活用)

4. 子育て支援の場となる施設

- ・ 保護者と職員が相談できるスペースや未就学児のこどもをもつ世帯が気軽に子育て相談できるようなスペースを設ける。

5. 施設計画

(1) 施設規模・定員

定員：175人（想定）

対象年齢：0～5歳児

施設の種類：幼保連携型認定こども園

敷地面積：約2,770 m²

延べ面積：約1,700 m²

構造：鉄骨造または木造2階建て

○施設定員

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号認定	—	—	—	25	25	25	75
2・3号認定	3	7	10	25	25	30	100
計	3	7	10	50	50	55	175
クラス数	1	1	1	3	2	2	10
教職員数	2	2	2	3	2	2	13

(2) 構造形式の検討

本施設について構造計画の検討を行います。

本施設は、幼保連携型の認定こども園であり、敷地面積や定員数を考慮すると「保育室、遊戯室を2階」に計画することになることが考えられます。その場合、耐火建築物とする必要があることが構造検討に大きく影響を与えることになります。

○木造

一般的に木造は、鉄筋コンクリート造や鉄骨造に比較して構造体の工事費は安価になり、工事期間も短くなる場合があります。また、内部の構造（柱、梁など）を木材現しで仕上げる場合には、木質の肌合いのある優しい空間を造ることができます。

ただし、耐火建築物となると、「木造耐火」の仕様を満たす必要があり、基本的にはコストアップになります。プランニングの工夫やノウハウによる課題の克服が必要となります。

○鉄骨造

鉄骨造とした場合は、柱や壁の少ない広い空間や、大きな窓を設けるといった開放的な間取りプランが可能になります。また、一般的に鉄骨造は、木造に比べて建設コストはかかりますが、今回のような規模ではRC造よりも材料費が安くなるため、建設費用を抑えることができます。

今回は、こども園という施設用途を考えると、木造とすることで木のぬくもりの感じられる施設を実現することも考えられますが、耐火建築物となることや公共施設としての耐用年数を確保することを考慮すると、鉄骨造が妥当と思われます。

木のぬくもりを感じる方法としては、直接肌が触れ合う内装材や家具などに木材を使用することでも十分可能です。

(3) 必要諸室の検討

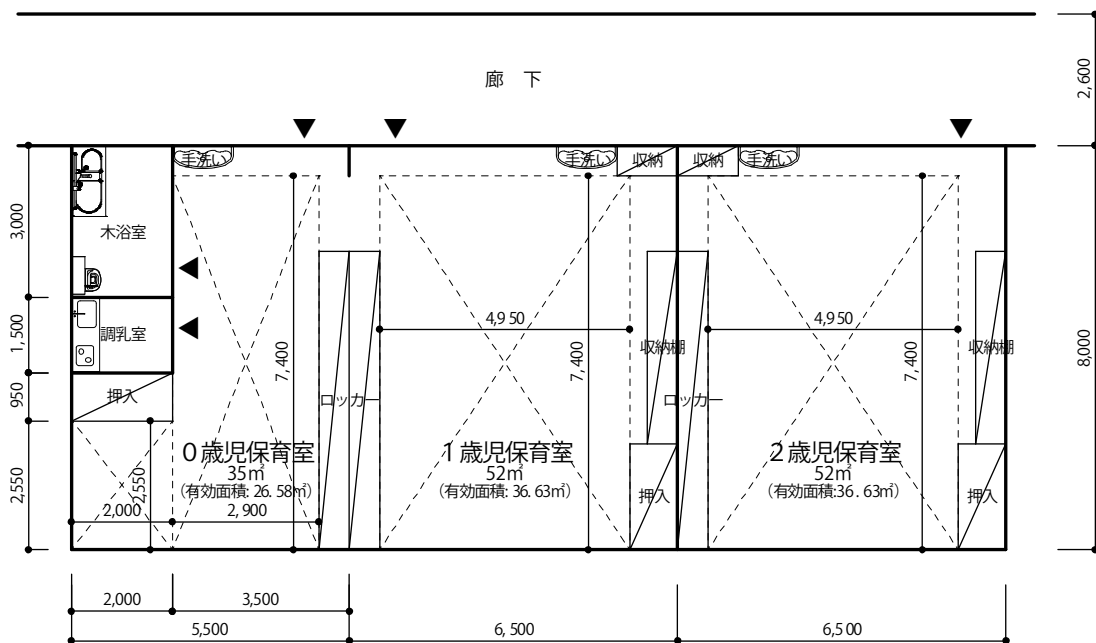
○保育室

保育室の床面積は定員数と家具類や収納スペース等を踏まえ、有効で基準面積が確保できる面積とします。廊下からは保育室の中が見えるようにすること。また、収納もしっかり取り工夫すること。

室名	面積	基準面積
0歳児乳児室・ほふく室	35㎡以上	$(3.3+1.65) \text{ m}^2 \times 3 \text{ 名} = 14.85 \text{ m}^2$
1歳児乳児室・ほふく室	52㎡以上	$(3.3+1.65) \text{ m}^2 \times 7 \text{ 名} = 34.7 \text{ m}^2$
2歳児保育室	52㎡以上	$1.98 \text{ m}^2 \times 10 \text{ 名} = 19.8 \text{ m}^2$
3歳児保育室	52㎡以上	$1.98 \text{ m}^2 \times 17 \text{ 名} = 33.66 \text{ m}^2$
4歳児保育室	74㎡以上	$1.98 \text{ m}^2 \times 25 \text{ 名} = 49.5 \text{ m}^2$
5歳児保育室	74㎡以上	$1.98 \text{ m}^2 \times 28 \text{ 名} = 55.44 \text{ m}^2$

1) 0～2歳児保育室

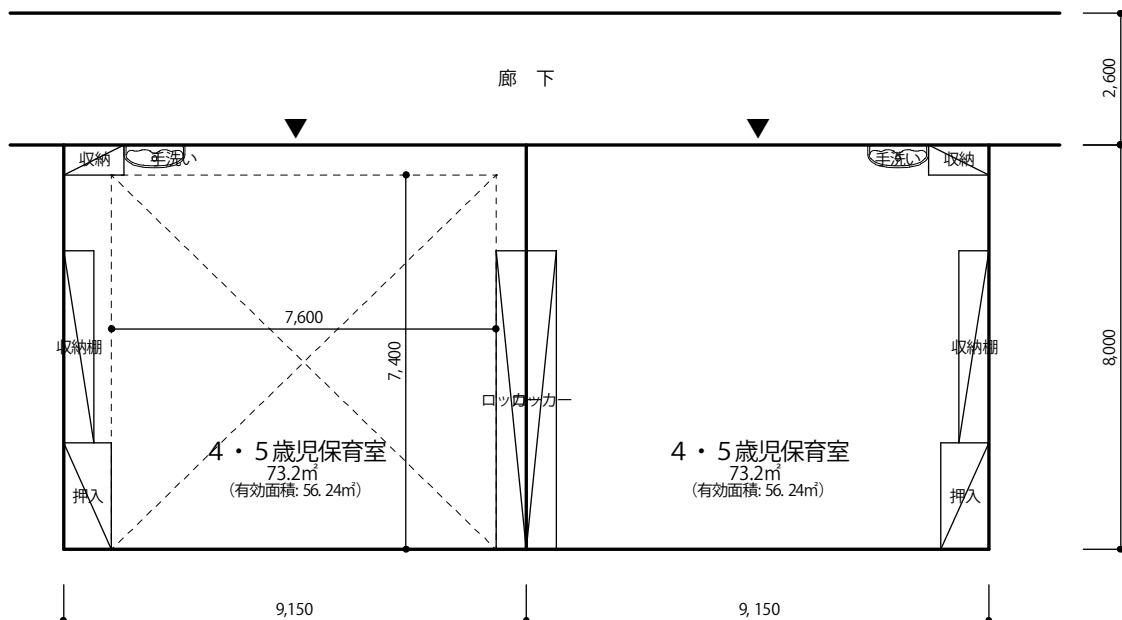
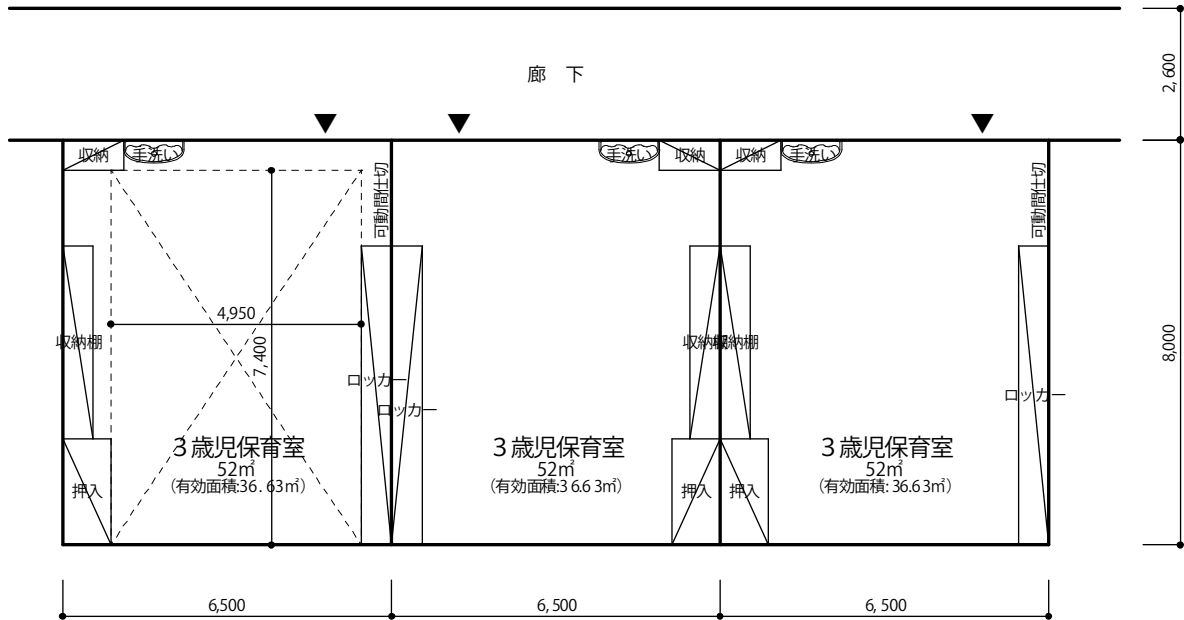
0, 1歳児は月齢によって成長・発達が著しく異なり、月齢別の人数の差も大きいため、流動的な保育が可能なように保育室内で行き来できる構成とします。2歳児は必要に応じて個別の支援を行うため、独立したクラスとします。



2) 3～5歳児保育室

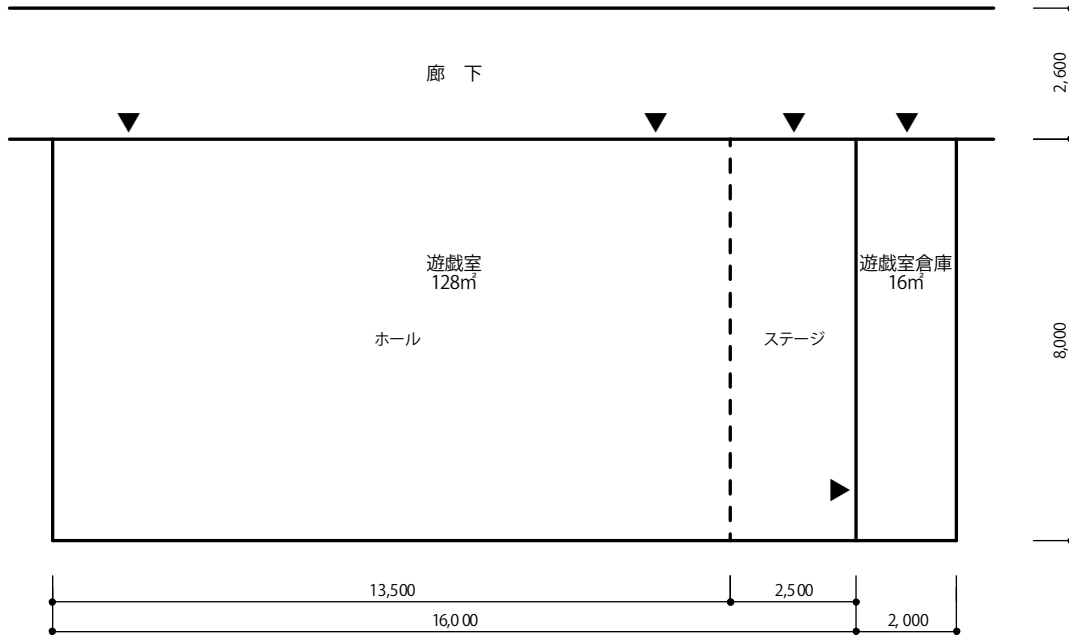
3～5歳児保育室は基本的には独立したクラスとします。異学年交流にも配慮した保育室の配置とすること。

3歳児保育室は、定員数から3クラス計画しておく必要がありますが、今後のクラス編成を考慮して、可動間仕切りにより室構成を変更できるようにします。



○遊戯室

遊戯室は事例から判断して、おおむね 130 m²以上とします。別途遊戯室用の倉庫を設けること。



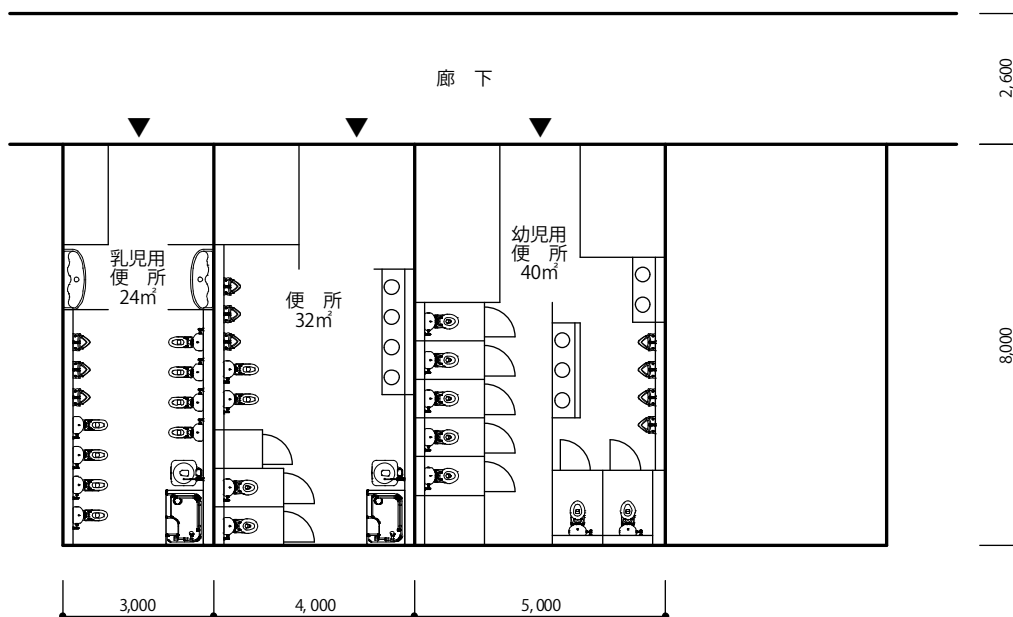
○こども用便所

幼児用の便所は、個別ブースの設置や男女の区別を検討すること。

乳児用の便所は、幼児の使用が考えられる場合は、個別ブースも設置しておくこと。

屋外から使用できる便所も別途設置すること。

また、保育者の個別便所も同じ位置に配置することで、保育の場からの離脱時間を短縮し、保育の負担も軽減できます。

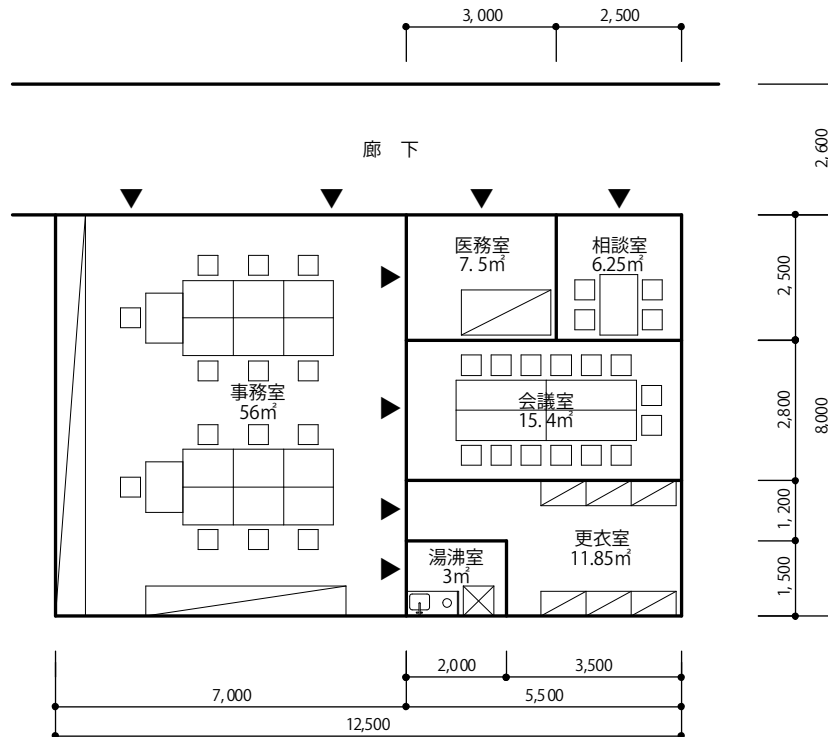


○事務室廻り（事務室・医務室・相談室・会議室・更衣室・湯沸室）

事務室は職員分の机を準備し、会議室、更衣室、湯沸室、休憩室は適宜設けること。また、こどもの訪問者が確認できる位置に配置すること。

医務室は、廊下から直接入れる位置とし、事務室からも入れるようにすること。

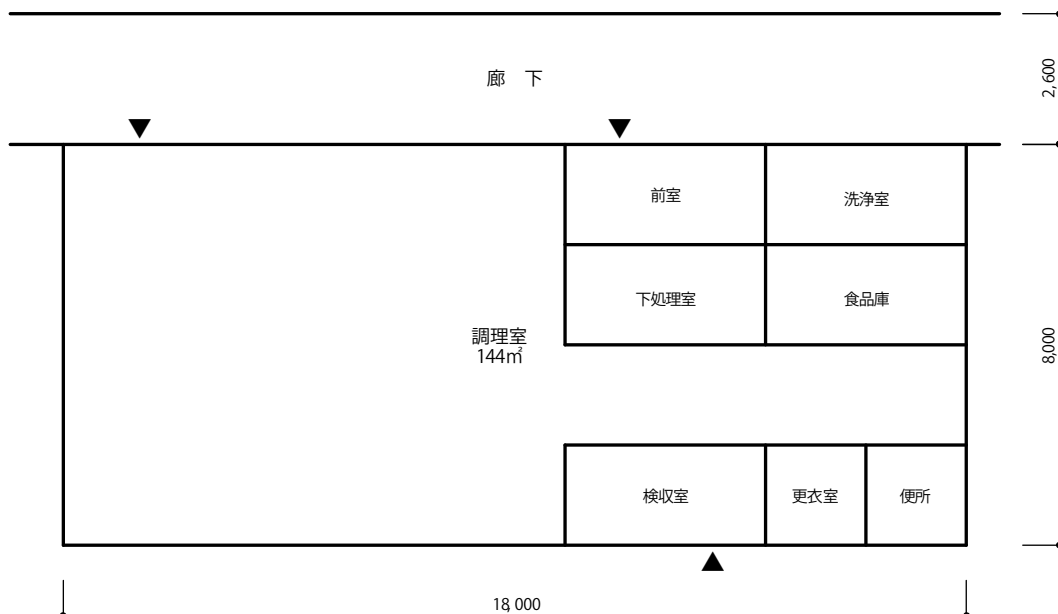
相談室は、廊下から直接入れる位置とし、2階にもあると利用しやすい。



○調理室

調理室は、検収室、下処理室、前室、食品庫等を含めて144 m²程度とする。

車の寄り付きにも配慮すること。



○必要諸室一覧表

必要諸室の計画床面積の検討を踏まえ、必要諸室一覧表を下記にまとめます。

室名	面積・台数	設置階	用途・機能
乳児室0歳 ほふく室0歳	35㎡以上		基準面積：(3.3+1.65)㎡×3名=14.85㎡ 1クラス
乳児室1歳 ほふく室1歳	52㎡以上		基準面積：(3.3+1.65)㎡×7名=34.7㎡ 1クラス
保育室2歳	52㎡以上		基準面積：1.98㎡×10名=19.8㎡ 1クラス
保育室3歳	52㎡以上		基準面積：1.98㎡×17名=33.66㎡ 3クラス
保育室4歳	74㎡以上		基準面積：1.98㎡×25名=49.5㎡ 2クラス
保育室5歳	74㎡以上		基準面積：1.98㎡×28名=55.44㎡ 2クラス
遊戯室	128㎡以上		
遊戯室倉庫	16㎡以上		
調乳室	3㎡以上		
木浴室	6㎡以上		
調理室	145㎡以上		食品庫、検収室、下処理室、前室、更衣室等含む
事務室	56㎡以上		職員14名、玄関や園庭などがみえる位置
相談室	6.5㎡以上		保護者との面談
会議室	15㎡以上		職員の会議や保護者の集まりに
医務室	7.5㎡以上		職員室と廊下から直接アクセス
更衣室・休憩室	適宜		
便所 (こども用)	24～40㎡ 以上		
便所(大人用)	適宜		
玄関ホール	適宜		
エレベーター	2.5m角		乗用エレベーター(11人乗)
廊下	適宜		
階段	適宜		
教材室	適宜		
倉庫	適宜		
屋外遊技場	580㎡以上		基準面積：3.3㎡×175名=577.5㎡
駐車場	10台以上		調理運搬用スペース
駐輪場	80台以上		保護者用50台、職員用30台

○仕上げ

参考の仕上げを下記にまとめます。

1) 外部

部 位	仕 上 げ
屋根	ガルバリウム鋼板
外壁	防水型複層塗材E
テラス・バルコニー	木製デッキ、コンクリート舗装、ゴムチップ等
屋外遊技場	真砂土、ゴムチップ

2) 内部

室名	床	巾木	壁	天井	廻り縁	備考
乳児室	フローリング	木製	ビニルクロス	化粧石膏ボード	塩ビ	
ほふく室	フローリング	木製	ビニルクロス	化粧石膏ボード	塩ビ	
保育室	フローリング	木製	ビニルクロス	化粧石膏ボード	塩ビ	
遊戯室	フローリング	木製	ビニルクロス	化粧石膏ボード	塩ビ	
調乳室	フローリング	木製	ビニルクロス	化粧石膏ボード	塩ビ	
木浴室	防滑性 ビニル床シート	ビニル	ビニルクロス	化粧石膏ボード	塩ビ	
調理室	防滑性 ビニル床シート	ビニル	化粧珪藻板	化粧石膏ボード	塩ビ	
調理室収納庫等	防滑性 ビニル床シート	ビニル	化粧珪藻板	化粧石膏ボード	塩ビ	
事務室	フローリング又は タイルカーペット	木製	ビニルクロス	化粧石膏ボード	塩ビ	OAフロア
相談室	フローリング又は タイルカーペット	木製	ビニルクロス	化粧石膏ボード	塩ビ	OAフロア
会議室	フローリング又は タイルカーペット	木製	ビニルクロス	化粧石膏ボード	塩ビ	OAフロア
医務室	ビニル床シート	ビニル	ビニルクロス	化粧石膏ボード	塩ビ	
更衣室・休憩室等	ビニル床シート	ビニル	ビニルクロス	化粧石膏ボード	塩ビ	
便所（こども用）	ビニル床シート	ビニル	ビニルクロス	化粧石膏ボード	塩ビ	
便所（大人用）	ビニル床シート	ビニル	ビニルクロス	化粧石膏ボード	塩ビ	
玄関ホール	フローリング 磁器質タイル	木製 タイル	ビニルクロス	岩綿吸音板	塩ビ	
廊下	フローリング	木製	ビニルクロス	化粧石膏ボード	塩ビ	
階段	フローリング	木製	ビニルクロス	化粧石膏ボード	塩ビ	
教材室	フローリング	木製	ビニルクロス	化粧石膏ボード	塩ビ	
倉庫	ビニル床シート	ビニル	ビニルクロス	化粧石膏ボード	塩ビ	

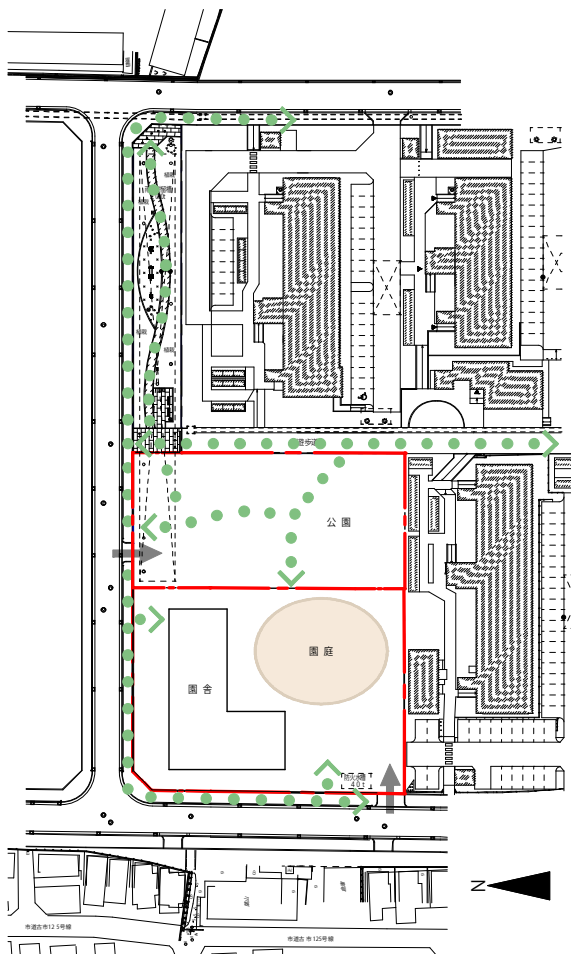
(4) 施設配置の検討

保育園の配置の基本的な考え方として、保育室は午前中に明るく風通しがよくなるように南又は東に面して配置することから、園舎は北側に、園庭は南側に配置することが通常となります。

本敷地は、北側と西側は道路、東側は公園、南側は府営住宅に面していることから、周辺環境を考慮して、いくつかの配置案を作成し、整備計画案を検討します。

また、大阪府の建替え事業により、防火水槽がこども園の敷地の南西に先行整備され、北東に雨水最終枿、北西に汚水最終枿が整備されます。

○基本的な配置イメージと動線



○配置検討1

敷地のゾーニングとして、考えられる園舎、園庭、駐車場の位置を検討します。

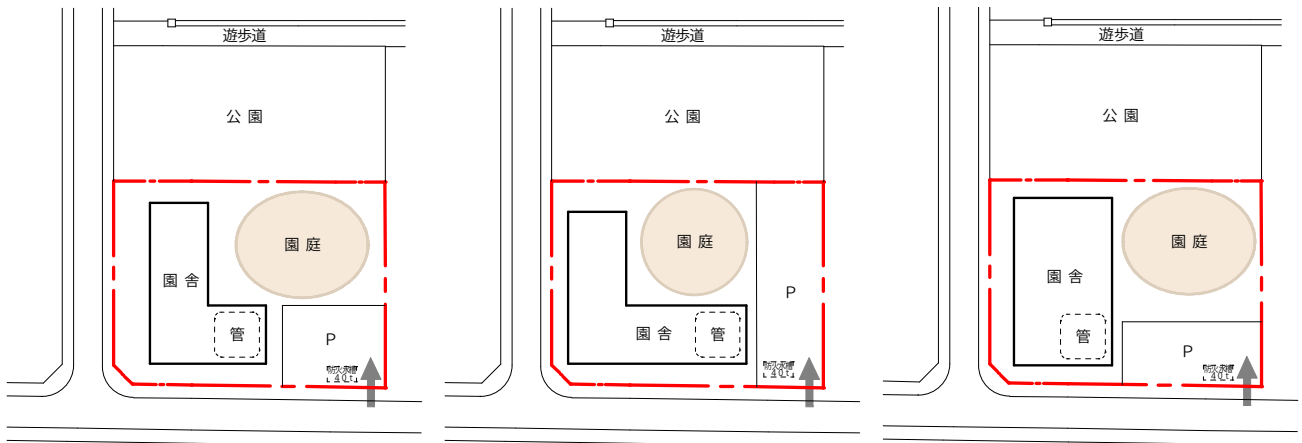
園舎は、保育室の位置を考慮して、北と西、又は北と東のL型とします。C案は中廊下型の場合、F案は府営住宅への騒音に配慮した場合の配置案で、基本の配置の考え方と異なります。

園庭は、公園に面して東側に配置することを基本に考えます。ただし、安全上公園と一体に計画することは難しいため、園庭と公園は行き来できるようにしても必ずしも面する必要はないと考えます。(D案)

車の出入りは、既設の乗入口がある西側道路からとし、駐車場は南側か西側を基本に考えます。ただし、西側道路はこの地域のメインの道路になるため、混雑時の車の滞留を考慮すると北側道路から車を入れることも考えられます。(E案)

また、既設防火水槽は、現時点では敷地の南西に設置する計画となっています。大阪府営住宅の建て替え事業の進捗や消防との協議のタイミングがうまくできれば、位置を変えることも可能です。

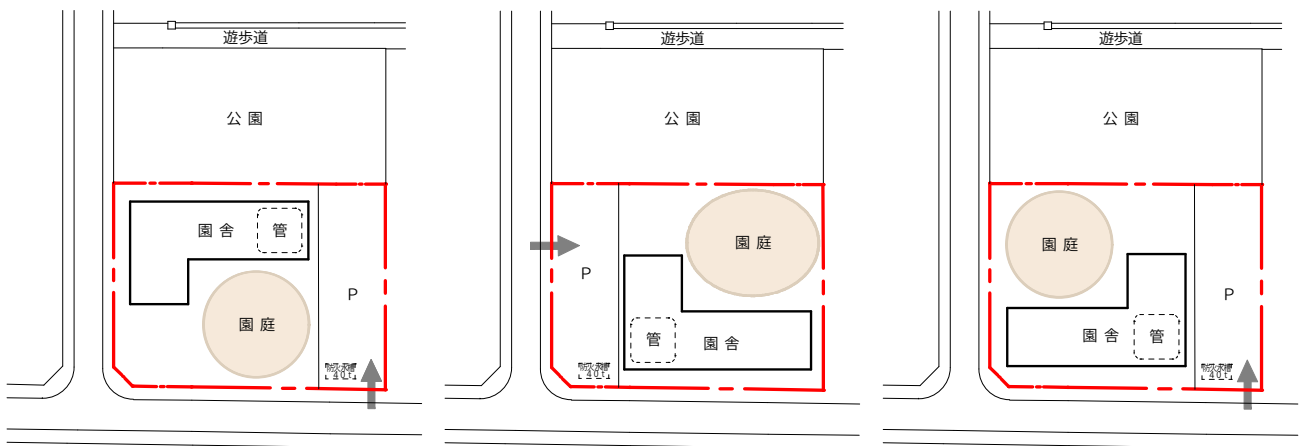
以上のことから、B案、D案、E案でプランを考慮した詳細検討をすすめることとしました。



A案

B案

C案



D案

E案

F案



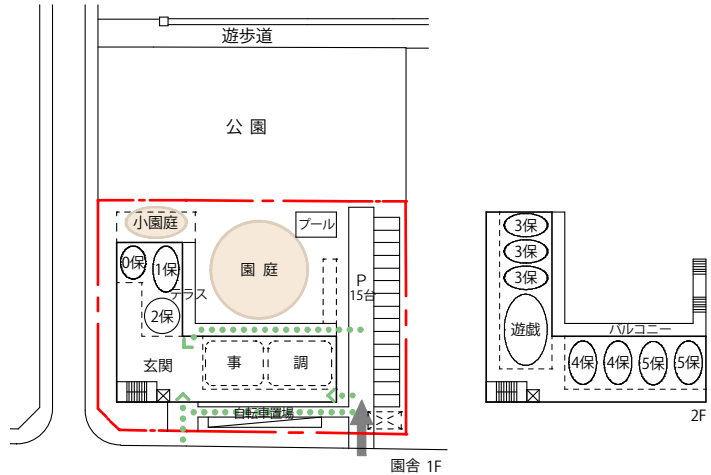
○配置検討2

B、D、E案のゾーニングプランについて、園舎・園庭・駐車場の配置に加えて、各保育室と事務室、調理室の配置と主な動線を示して配置検討を行いました。

各配置案の共通事項として、保育室から園庭には1階はテラス、2階はバルコニーから階段を通過して直接行くことができる動線とします。また、乳児用に園庭とは別に小園庭を設けます。

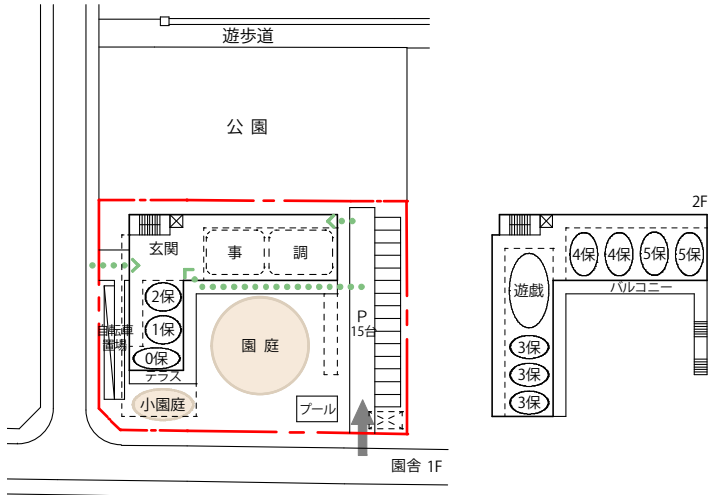
B案

- ・園舎は北西側にL型で配置し、園庭は公園に面した東側に配置。
- ・保育室の配置は、0～2歳児は1階、3～5歳児は2階。
- ・玄関は北西角とし、駐車場からは園庭または駐輪場を通過してアクセス。
- ・駐車場は南側に配置し、車は西側のメイン道路からアクセス。



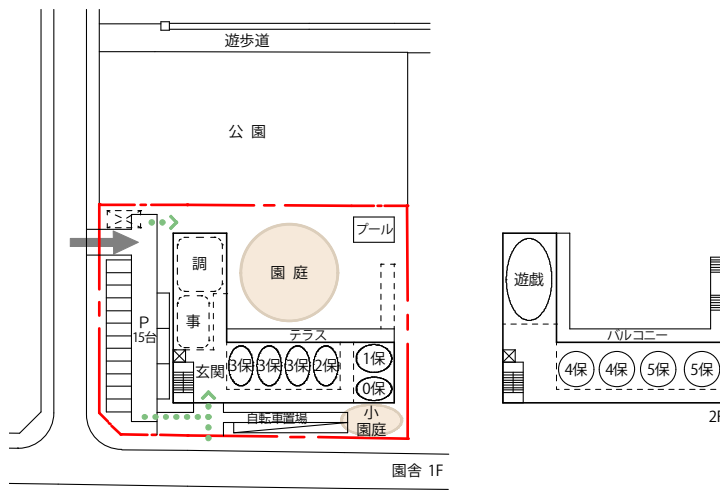
D案

- ・園舎は北東側にL型で配置し、園庭は西側に配置。
- ・保育室の配置は、0～2歳児は1階、3～5歳児は2階。
- ・玄関は北東とし、駐車場からは園庭を通過してアクセス。
- ・駐車場は南側に配置し、西側のメイン道路からのアクセス。



E案

- ・園舎は北西側にL型で配置し、園庭は公園に面した東側に配置。
- ・0～2歳児と3歳児は1階、4～5歳児は2階。
- ・玄関は北西角とし、駐車場からもアクセスしやすい。
- ・駐車場は北側に配置し、西側のメイン道路の滞留に配慮。



＜保育園・幼稚園の園長先生などの意見徴収＞

配置検討2の時点で、園長会議等で意見徴収し、次の検討に進むことにしました。

配置についての意見

保育室はなるべく南側に面して配置した方がよいとし、西日の影響を気にする意見が多くありました。また、園庭は公園に直接面することで開放的な配置とできますが、一方で、プライバシーへの配慮として外部からの視線をゆるやかに遮ることが必要との意見もあり、園庭は必ずしも公園に面する必要はなくその他の配置の条件から判断していくこととします。

駐車場は府営住宅との緩衝帯として南側に設けるのがいいとのことでした。

プールはあまり人目につかない位置がいいとのことでした。

各保育室についての意見

各年齢の保育室の位置については、乳児の保育室を1階とし、幼児の保育室を2階とするのがよいという意見が多数でしたが、3歳児の保育室については、1階と2階で意見が分かれました。

B、D案のように3～5歳児が同じ階にあると保育の連携がとりやすく、3歳児の保育室が4、5歳児と少し離れた位置にあることで、3歳児が落ち着いて生活できるのがよいという意見がある一方で、E案のように3歳児の保育室が4、5歳児と階が分かれてしまうと交流の機会を保育側でサポートする必要はあるが、3歳児は送迎時の階移動の負担を考えると1階の方がいいとの意見もありました。

また、B、D案で3歳児が園庭に行くのに遠いとのことでした。

以上のことから、D案の配置をベースになるべく保育室を南側に面するようにプランを見直して整備計画案をまとめることとします。

また、3歳児の保育室については1階と2階で意見が分かれたため、3歳児保育室を1階とする案①と2階とする案②の2案を作成します。

(5) 整備計画案

現場の意見を踏まえ、D案をベースに3歳児保育室を1階とするD案-①と2階とするD案-②の2案を整備計画案としてまとめます。

また、整備計画案の概要を下記にまとめます。

○配置計画

- ・園舎は北東側にL型で配置し、園庭は公園に直接面しない位置とします。
- ・駐車場・自転車置場は府営住宅との緩衝帯として南側に配置します。
- ・西側のメイン道路に正門を設けて主要な出入口とし、職員用の出入口は別途北側に設けて、職員専用の自転車置場も設けます。
- ・保育室は基本的には南向きに配置し、0～2歳児は1階、4～5歳児は2階とします。
- ・乳児用に園庭とは別に小園庭を設けます。
- ・浸水対策として、全員が避難できる避難スペースを屋上に設けます。
- ・環境配慮として、太陽光設備を屋上屋根に設置します。

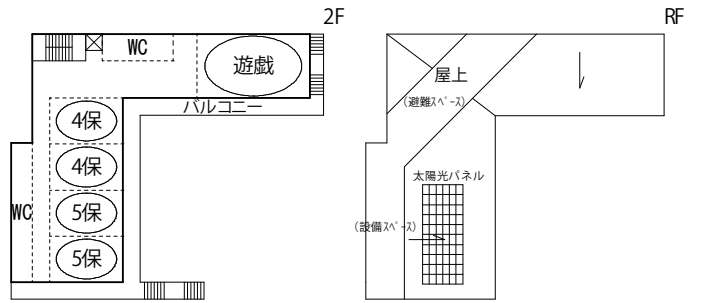
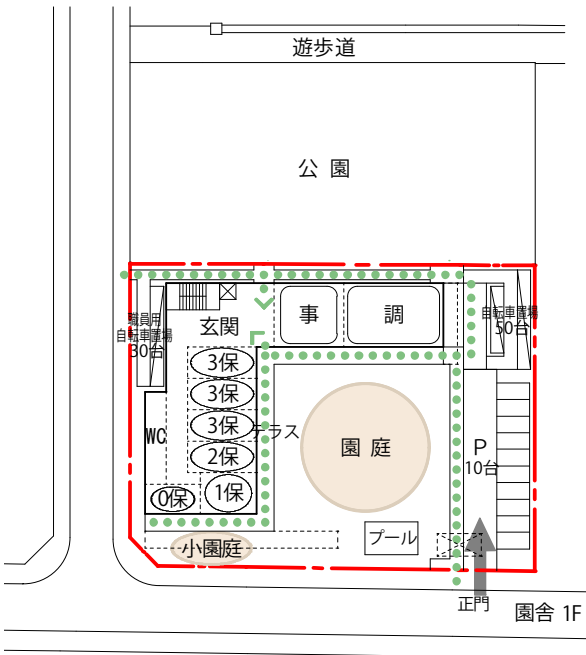
○動線計画

- ・保育室から園庭やプールには、1階はテラスを通過して、2階はバルコニーを通過して行くことができる動線とします。
- ・調理室へは車が寄り付けるスペースを設けます。

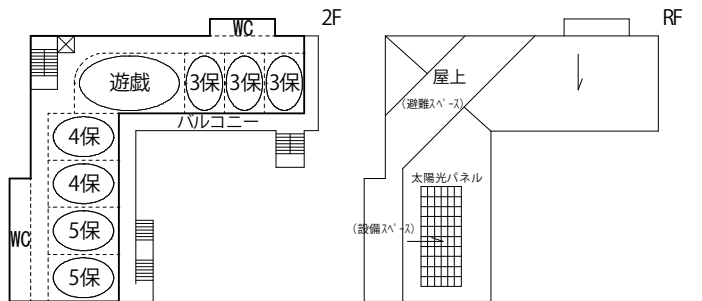
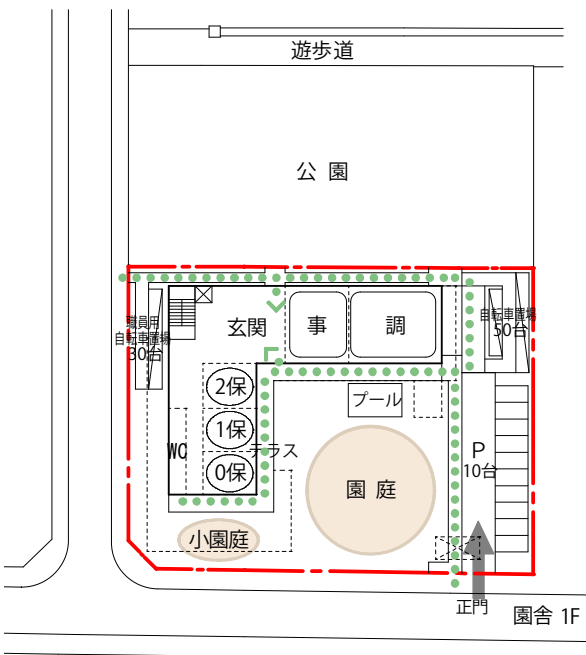
○課題

- ・3歳児保育室は、2階とした方が保育室はゆとりをもって配置できると思われませんが、詳細検討を進める中で1階又は2階で検討することとします。
- ・園児用の下足箱は、玄関にまとめるのか各保育室のテラス・バルコニー側に設けるかは、運営面と合わせて検討することとします。

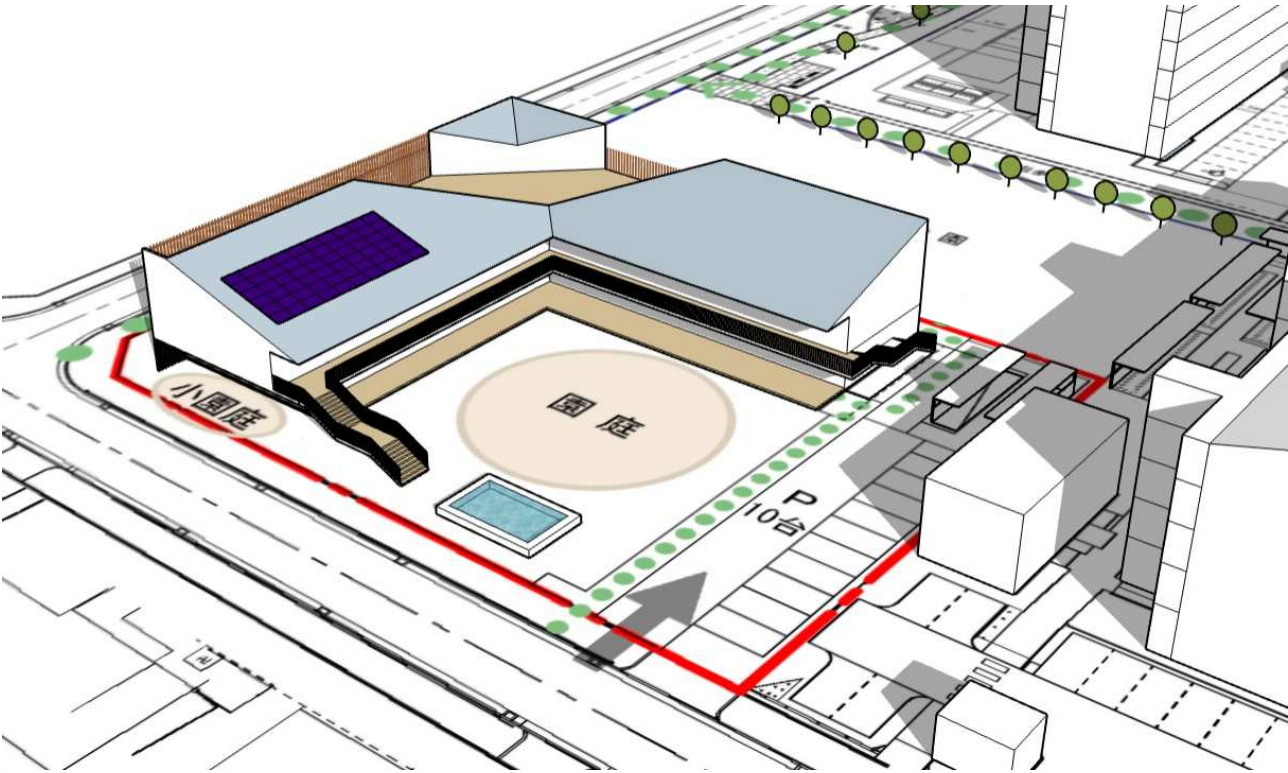
D案-①：3歳児保育室を1階とする案



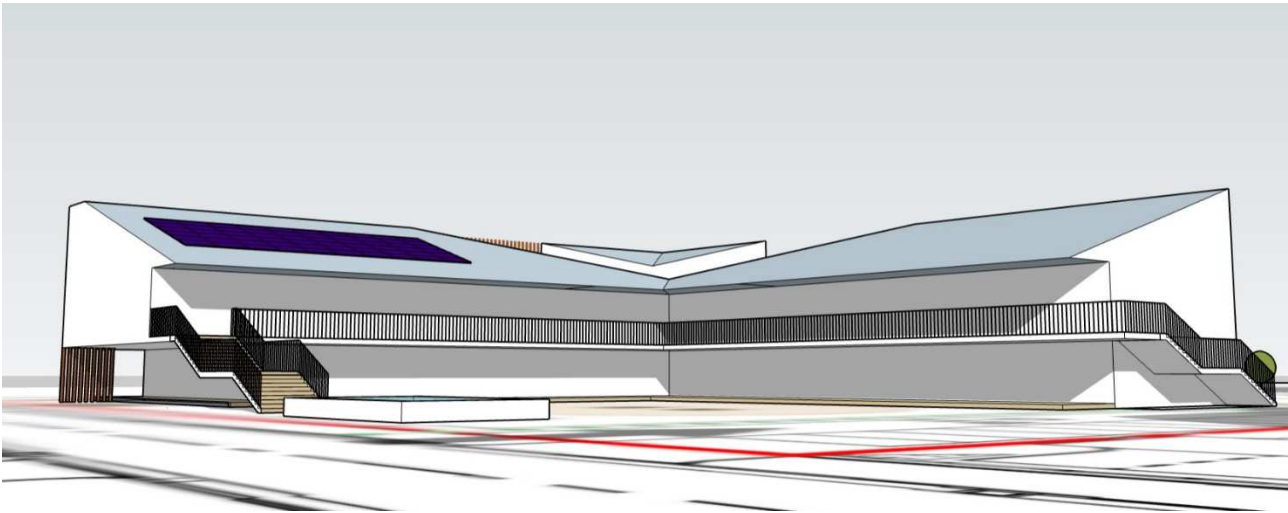
D案-②：3歳児保育室を2階とする案



○鳥瞰図



○透視図



(6) 事業費の検討

本事業の想定事業費（消費税込み）を下記に示します。

○概算事業費

項目	概要		小計	合計	地方債等の対象項目
建設費	第3こども園 新設費	約1,700 m ² 外構、杭等含	969,000,000 円	1,029,150,000 円	○
	下開保育園 解体費	約531 m ² アスベスト撤去等含	49,383,000 円		○
	開発公園 整備費	約1,850 m ²	10,767,000 円		○
設計費	基本設計	地盤調査費含	9,920,900 円	44,018,700 円	—
	実施設計（新築）		29,763,800 円		○
	実施設計（解体）	アスベスト調査費含	4,334,000 円		○
工事監理費			36,758,700 円	36,758,700 円	○
合計				1,109,927,400 円	—